

# J R 新 井 口 駅 周 辺 地 区 交 通 バ リ ア フ リ ー 基 本 構 想

## 【参考資料】

1. J R 新井口駅周辺地区交通バリアフリー連絡調整会議要領（委員名簿含む）
2. 重点整備地区及び生活関連経路に関する参考図
3. 特定事業及びその他の事業に関する参考図

平成19年（2007年）6月

広 島 市

# J R新井口駅周辺地区交通バリアフリー連絡調整会議要領

(名称)

第1条 本会議は、J R新井口駅周辺地区交通バリアフリー連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）と称する。

(協議)

第2条 連絡調整会議においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項の規定により作成するJ R新井口駅周辺地区の基本構想（以下「基本構想」という。）について、同条第7項の規定による協議を行うものとする。

(構成等)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、基本構想の作成が完了するまでの間とする。

(関係者の出席等)

第4条 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、広島市道路交通局都市交通部において処理する。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議に関し必要な事項は、連絡調整会議において定める。

附 則

この要領は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	委 員
国土交通省中国運輸局	交通環境部消費者行政・情報課長
	鉄道部技術課長
	広島運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当）
広島県	警察本部交通部交通規制課 課長補佐
	広島西警察署交通課長
西日本旅客鉄道株式会社広島支社	総務企画総室長
広島電鉄株式会社	企画開発グループ交通企画・事業開発チームリーダー
広島バス株式会社	運輸部業務課長
広 島 市	社会局社会企画課長
	社会局高齢福祉課長
	社会局障害福祉課長
	都市整備局指導部建築指導課長
	都市整備局緑化推進部緑の施策担当課長
	道路交通局道路管理課長
	道路交通局道路部道路課長
	西区役所建設部管理課長
	西区役所建設部土木課長
道路交通局都市交通部交通対策担当課長	